

## 石巻市物産市等開催・参加支援事業費補助金交付要領

石巻市物産市等開催・参加支援事業を円滑に進めるため、要領を次のとおり定める。

### 第1 市内に事務所を有する事業者等とは以下の者をいう。(第2条関係)

- (1) 市内に事務所を有する法人、又は住所を置く個人であって、自らが農林水産物等を栽培、育成し、収穫（漁獲）し、又は販売（共販を含む。）する者
- (2) 市内に事務所を有する法人、又は住所を置く個人であって、特産品又は地元産品を製造販売する者
- (3) 市内に事務所を有する事業者等で組織する団体等とは、前各号の事業者が2社以上で、かつ各々の事業者の職員1名以上が物産市等に参加する団体をいう。

### 第2 補助対象事業に係る事項（第3条関係）

- (1) 物産市等イベント参加支援事業（以下「参加支援事業」という。）において、石巻地域以外で開催される物産市等とは、県外で開催されるイベントとする。
- (2) 補助対象事業開始前に、天災その他の事由によりイベントが中止となった場合は、補助金を交付しない。
- (3) 「同一の補助対象事業」とは、開催期間が複数日（連日又は年数回）であっても、主催者、開催場所、開催趣旨、イベント名称が同一のものである場合を指す。
- (4) 要綱第1条における「特産品」並びに第3条における「地元産品等」とは以下のものをいう。
  - ア 市内事業者が収穫（漁獲）した農林水産品等
  - イ 市内事業者が加工、製造、生産、又は調理し、販売する商品
- (5) 商品を仕入販売する事業者（商品の販売受託等を含む。）及び、事務局等や、農協、漁協、商店街等の振興団体（以下「仕入販売等事業者」という。）であっても、要領第1の（3）の団体に加わる場合、補助対象事業者を含む。

ただし、仕入販売等事業者のみで組織される団体等並びに、名義のみの出店や、人員を配置せず、商品の陳列販売のみを行う場合は対象外とする。

### 第3 補助金の額等に係る事項（第4条関係）

- (1) 物産市等イベント開催支援事業（以下「開催支援事業」という。）において、補助対象となるスタッフ賃金は、音響業、司会業などの専門的技術を有する者とする。

アルバイトによるスタッフや販売員等人員の不足を補う賃金は補助対象外とする。
- (2) 開催支援事業において、補助対象となる消耗品費は、1件あたり1万円未満のものとする。
- (3) 開催支援事業において、補助対象となる使用料及び賃貸料は、来場者用駐車場借上料を含める。
- (4) 開催支援事業において、その他市長が認めるものは下記のとおりとする。

- ア 出演者に対する謝礼金（1件あたり3万円を限度額とする。）
  - イ 上記謝礼金に相当する物品購入費（1件あたり3万円を限度額とする。）
  - ウ 企画運営業、警備業等の専門業者へ支払うもの。
- (5) 参加支援事業において、その他市長が認めるものは、レンタル料に限定し出展料については補助対象外とする。
- (6) 参加支援事業における、前泊、後泊の基準及び宿泊費1泊1人当たりの限度額は下記のとおりとする。

(前泊、後泊の基準)

- ア イベント開催日の前日に準備等が必要な場合は、前泊することができる。
- イ イベント終了時間が午後5時を超える場合は、後泊することができる。
- ウ 上記については、スケジュール、開催要項等を添付すること。

(宿泊費1泊1人当たりの限度額)

東京都、大阪府及び直近の国勢調査による人口20万人以上の市の地域	13,100円
上記以外の地域	11,800円

- (7) 旅費、運営費等の取り扱いについては、以下の通りとする。
- ア 団体等（連携する市内事業者等を含む。）の事業所を出発地、帰着地の基準とし、補助対象となる物産市等の開催場所までの往復の旅費を支給する。
  - イ 出発地から物産市等開催場所までの経路の途中で、別の補助対象外イベントに参加する場合、その経路に係る旅費は補助対象外とする。ただし、補助対象外イベントの開催地から補助対象イベントの開催地までの移動に要する旅費は対象とする。
  - ウ 開催場所から帰着地までの経路の途中で、別の補助対象外イベントに参加する場合、その経路に係る旅費は補助対象外とする。ただし、補助対象イベントから補助対象外イベントの開催地までの移動に要する旅費は対象とする。
  - エ 第3の(7)のイ、ウいずれの場合でも、第3の(7)のアにより算出した旅費を超えない範囲で支給する。(想定される例の詳細は別表のとおり。)
  - オ 交通費は公共交通機関の利用を主とするが、タクシーの利用について明確な理由がある場合は、補助対象経費とする。
  - カ 物産市等の参加中に、連携する市内事業者等がイベントの途中で抜け、1市内事業者となった場合は補助対象外事業となる。ただし、この場合であっても復路の交通費は補助対象経費とする。
  - キ 現地で雇用するアルバイト（いわゆるマネキン）の交通費は補助対象経費とする。
- (8) 物産市等その他各種経費に関する取扱いについては、別表のとおりとする。

#### 第4 交付申請に係る事項（第5条関係）

- (1) 参加支援事業に係る交付申請時において、事業計画書（様式第1号付表1）の事業内容欄に主催者、開催趣旨を記載すること。また、事業計画書の備考欄に参加する事業者者及び代表者名、住所、連絡先、事業者毎の参加人数を記入し、欄が不足する場合は別紙添付でも可とする。

なお、併せて、参加するイベントの概要がわかる書類及び行程表を添付すること。(抜粋したものは不可)

第3(1)については、実績報告時の事業実績書(様式第4号付表1)も同様とする。

- (2) 申請書は、申請事業の開催日の15日前までに提出することとし、事業終了後の受け付けは行わない。
- (3) 当該補助金に係る概算払いは、申請のあった経費のうち領収書等で支出を確認できるものとし、当該経費の50%以内を上限とする。

#### 第5 実績報告に係る事項(第8条関係)

- (1) 参加支援事業に係る実績報告時の車両燃料費の領収書の取扱については、出発する際1度車両を満タンにし、出発地に到着した際にもう1度車両を満タンにして、使用燃料費がわかるようにすること。  
なお、途中給油した場合は、その領収書も提出のこと。
- (2) 参加支援事業において、その他市長が必要と認めるものとは、事業実績写真及びチラシ等参加したイベントの概要がわかる書類とする。(抜粋したものは不可)
- (3) 事業実績書中備考欄に、物産販売に係る売上、仕入、純利益または商談成立件数等の事業成果を記載すること。
- (4) 実績報告書はイベント終了後1か月以内に提出すること。但し、この期限までの提出が困難な場合は、その旨を申告すれば期限を延長することができる。
- (5) 実績報告書提出時には、補助金利用に係るアンケートの回答を求めることとし、その内容は別に定める。

#### 附 則

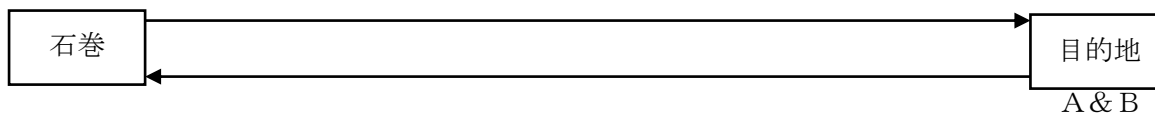
- 1 この要領は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 この要領は、平成29年4月1日から適用する。
- 4 この要領は、平成30年4月1日から適用する。

別表 補助対象となる旅費その他経費等の取り扱い

1 補助対象となるケース

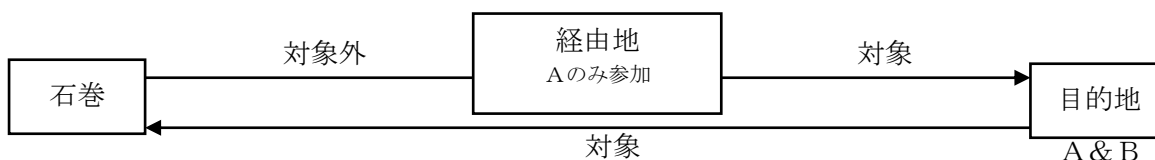
例1 (要領第3の(7)のア関係) 石巻を発着地とし、事業者A&Bが事業を行う。

→ 往復の旅費交通費、宿泊料等が補助対象となる。



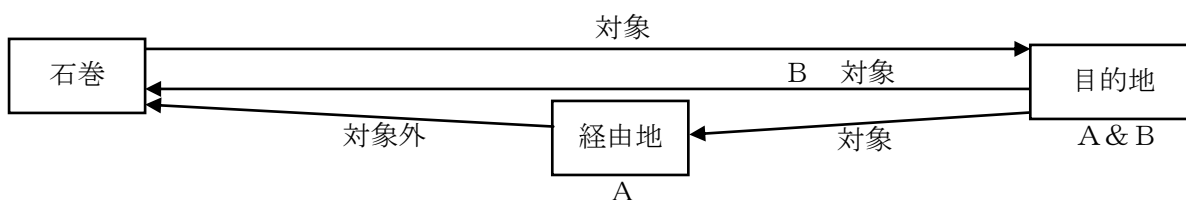
例2 (要領第3の(7)のイ関係) 事業者Aが、石巻発地で経由地を経て、目的地でBと合流し、2事業者で物産市等に参加する。

→ 経由地までは1事業者であるため補助対象外、経由地から目的地までの旅費交通費、宿泊料、復路の旅費は2事業者での事業に関わる経費のため補助対象となる。



例3 (要領第3の(7)のウ関係) 事業者AとBが石巻発地で、目的地にて2事業者で物産市等に参加する。物産市終了後、事業者Aは経由地で別の事業に参加し、事業者Bは石巻へ帰着する。

→ 目的地までは2事業者であるため補助対象となり、事業者Aの帰路のうち、目的地から経由地までの旅費が補助対象となるが、経由地から石巻までは対象外。(金額は目的地から石巻までの旅費の範囲内で支出)

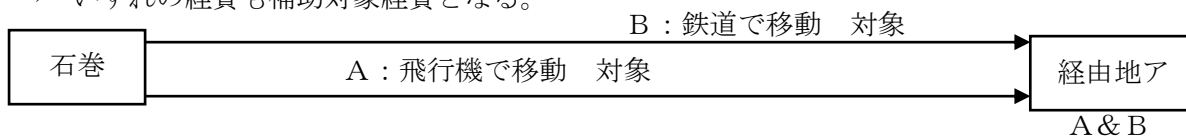


例4 事業者Aが、目的地アでAとBが事業を実施し、次の目的地イでさらに事業を実施する。→ いずれの事業も対象となる。



例5 事業者Aは飛行機で目的地まで移動、事業者Bは鉄道で目的地まで移動し、目的地で事業を実施する。

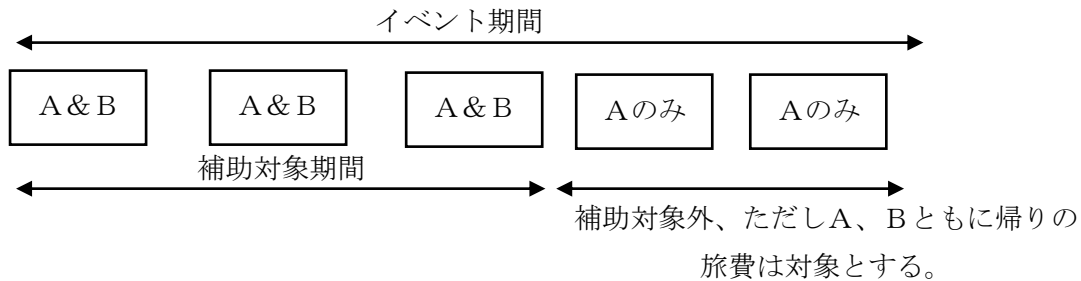
→ いずれの経費も補助対象経費となる。



## 2 補助対象外となるケース

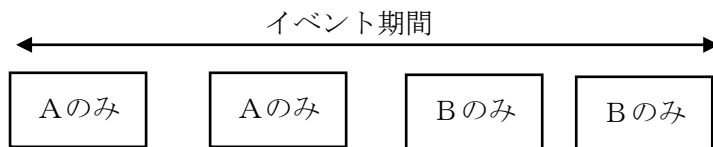
例1 (要領第3の(7)のカ関係) 事業の途中で2事業者が1事業者となった場合

→ 1事業者となった時点で、補助対象外となるが、旅費は往復がセットとなるため、帰りの旅費は対象とする。



例2 同一イベントの開催期間中に事業者が重複せず、入れ替わりで参加する。

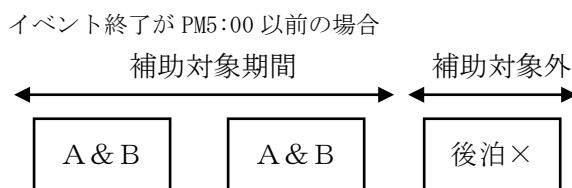
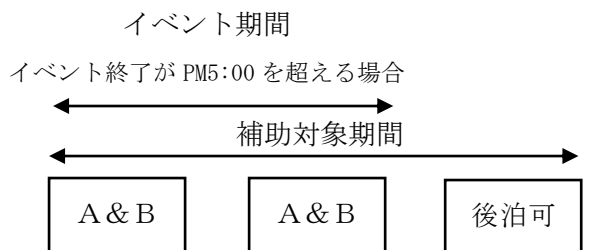
→ 2事業者が重複して参加することがないため補助対象外とする。



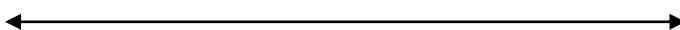
例3 自己都合により後泊が必要となった。

→ 開催要項等でのイベント終了時間が午後5時を超える場合には、後泊を補助対象とするが、自己都合による宿泊の場合は対象外とする。ただし旅費は往復がセットとなるため、帰りの旅費は対象とする。

→ また、宿泊についてはイベント開催(終了)時間により、前泊・後泊のみ認めることとする。



後泊が補助対象外でも往復の旅費は対象となる。



物産市等に係る各種経費の取扱

項目	開催	参加	備考
賃金	○	×	開催：司会、有資格者の警備員、音響スタッフ等専門的技術を持つものに支払う賃金のみ対象
旅費	×	○	参加：交通費（鉄道、バス料金等）、宿泊費、マネキン交通費
消耗品費	○	○	1件あたり1万円未満のものを対象とする。
物品購入費	○	×	謝礼用として購入するもので、1件あたり3万円を限度額とする。
印刷製本費	○	○	共通：チラシ、広告デザイン料、看板、のぼり
燃料費	○	○	共通：レンタカー燃料費 開催：会場暖房用燃料、イベント出店ガス代 参加：移動に要するガソリン代
食料費	×	×	
保険料	○	×	補助対象：開催に係るイベント保険
通信運搬費	○	○	共通：宅急便等郵送料（切手等の金券に相当するものは除く）
使用料及び賃借料	○	○	共通：レンタカー、備品、各種機材等のレンタル料 開催：来場者用駐車場土地借上料（駐車券等金券に相当するものは対象外） 参加：高速道路通行料
出展料	—	×	
備品購入費	×	×	
その他市長が認める経費	○	×	開催：謝金：出演者への謝金であり、3万円を限度額とする。 参加：特産品の普及、販路拡大を目的としたパンフレットの作成